

【限度額適用認定の手続のご案内】★70歳未満の方

事前に保険者 ※1 に申請し発行される、「限度額適用認定証」を掲示した場合は、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

所得区分 (年収)		証 区分	限 度 額	
			過去 12 ヶ月の高額該当3回まで	4回目以降
上位 所得者	約 1,160 万円～	ア	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
	約 770～ 約 1,160 万円	イ	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
一 般	約 370～ 約 770 万円	ウ	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
	～約 370 万円	エ	57,600 円	44,400 円
市民税非課税世帯		オ	35,400 円	24,600 円

※1 保険者とは、市町村(国民健康保険)・協会けんぽ・健康保険組合等

※2 所得区分の判定は、前年の所得により、8月から翌年7月診療分に適用します。

★ 入院時の食事代の標準負担額等は別途必要です。

※平成30年4月1日から、上位所得者及び一般の方の食事代が変更となりました。

上位所得者 一 般	市民税非課税世帯 90日まで	市民税非課税世帯 90日超
460円 / 1食	210円 / 1食	160円 / 1食

※上位所得者及び一般の方で、平成27年4月1日以前から継続して精神病床に入院している方は、260円/食に当分の間は据え置かれます。

※市民税非課税世帯の方で、90日超(長期該当)となる場合は、再度申請手続きが必要です。

- ★ 申請に必要なもの
- ・ 健康保険証
 - ・ ご本人及び世帯主の方のマイナンバー(国保の場合)
 - ・ 印鑑(朱肉を使うもの)など

★ 申請窓口

- ・ 保険者()

ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

医療法人 格心会 晴明病院

Tel 092-871-5573

担当